

## 株券をめぐる若干の問題

青木英夫

### はしがき

株券は株主たる地位を表章する有価証券であるから、株券発行前に株主の地位が発生しているのであって、従って、非設権証券と解されている（商§226 II 参照）。

尤も株主たる地位を認めず、株券は株主の有する利益配当請求権を表章する有価証券であると解する有力説もあるが、この立場をとっても、株券発行前に被表章権が存在することは変りがなく、株券は非設権証券と解される。また株券には一定の事項を記載しなければならないから（商§§225, 498 I ⑭）、要式証券と解されている。

ところで株券には強度の流通性が付与されており、記名株式、無記名株式を問わず、株券の交付のみによって株式の譲渡がなされる（商§205 I）。従って、株券は——記名株式の場合を含めて——その法的性質は無記名証券であると解されている。しかし商法上の他の有価証券である貨物引換証・倉庫証券は、流通性を保障するため文言性が認められ（商§§572, 602, 622 II）、設権証券と解する説も有力である。債券についても文言性を認める立場が近時有力である。これに反して、これらの証券と同等、あるいはそれ以上に流通を保護する必要のある株券については、非設権証券であることを理由に文言性は認められていない。この点について少なくとも検討してみる価値があるのではないか。これが第1点である。

次に、株券は前述の如く要式証券と解されているが、その要式性は手形のように厳格ではなく、本質的な事柄について記載を欠如しない限り株券の効力には影響がないと解されている。ここにいう本質的事項とはいかなるものか、そ

れが上述の株券の非設権証券性の再検討と関連して問題となる。これが第2点である。同様な問題は株券の汚損と株券の効力という観点からも問題となる。これが第3点である。また、株券の要式性と関連して記名株式の株券に株主の氏名の記載が必要か否か争われているが、これを第4点として取り上げてみたい。

以上の4点を中心に本稿は論述するが、論述の順序は必ずしも上の順序に従わないことをお断りしておく。

### 1. 株券の非設権証券性

株券が非設権証券であることは、株券は会社の成立後又は新株の払込期日後でなければ発行することができず、これに違反して発行された株券は無効であること(商§226Ⅱ・Ⅲ)、また、記名株式について株券不発行制度が採用されていることから(商§226-2) いても明らかである。株券によって表章される株式は株券に先立って、また株券なしに存在するのである。しかし、このことから直ちに株券の記載事項が事実と相違したとき、事実優先性が認められるということにはならないのではないか。非設権証券性は、存在する株式を表章する限りにおいて認められるのではないか。けだし株券は株式を表章することを本質とし、その株券の本質から、株券は非設権証券とされるなら、非設権証券性が及ぶのは、株式表章のために記載される事項に限定されるべきだからである。換言すれば、株式を表章するための記載以外の事項については株券の非設権証券性は及ばないのである。かかる事項については、輾転と多数人の間を流通する流通証券たる株券という面から決するべきである。

そこで、いかなる事項が株式を表章するために記載される事項であるか問題となる。この問題は、株式の意義と法が株券に記載することを要求している事項を検討することによって具体的に決せられる。

株式を株主の地位と解せば、いかなる会社において、会社事業にどのような係わりを有するかに関する記載事項が、株券の非設権証券性の及ぶ事項といえる。株式を株主の有する利益配当請求権と解せば、いかなる会社のどのような利益配当請求権かを明らかにする事項が非設権証券性の及ぶ記載であるといえる。

## 株券をめぐる若干の問題

これらの非設権証券性の及ぶ記載事項は、株券が株式を表章するために必要な記載であるから、これらの記載事項に欠缺があり、株券が株式を表章するという本質的機能を果しえない場合には、株券は無効となる。ただ、このことは、株式を表章するために法が記載を要求する事項の一つを欠けば株券が無効となるというのではない。これについては、株券の要式性に関するところで述べる。

さて、具体的に株券記載事項を検討するに商法第225条第1号乃至第7号は株式を表章するために株券に記載される事項であるといえる<sup>1)</sup>。額面株式であるか無額面株式であるかは、株式の内容に何等相違を来すものではないから、額面に関する記載が株式を表章するための記載であるか疑問となるが、わが国の実務慣行が利益配当率を額面に対する割合で決することを考えれば、株主の会社事業への係わり乃至は利益配当請求権に関係する記載であるといえる。

株券番号及び譲渡制限の記載が問題となる。

株券番号は、株券を特定するためになされる記載であり(商§225柱)、表章される株式を明らかにする記載ではない。株券番号の記載がこのような目的でなされるにすぎない以上、それ自体に独立の効力を云々する要はない。

株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の記載も、株式を表章するためになされる記載ではない。それはその旨の定款・株式申込証・新株引受権証書・転換社債申込証・転換社債券・転換社債原簿への記載(商§§175Ⅱ④-2, 225⑧, 280-6-2Ⅱ②, 341-3⑤, 498Ⅰ④・⑭)及び商業登記簿への登記(商§188Ⅱ③・Ⅲ)とともに、第三者の利益保護のためになされる記載である。すなわち、株券に無記名証券性が付与され、強度の流通性が保障されている株式において、その流通力を制限するには、その制限を株券に記載する必要があると考えられるからである。従って、譲渡制限それ自体は定款への記載又は定款変更後一定期間経過によって効力を生ずるが(商§350Ⅱ参照)、それを少なくとも善意の譲受人に会社が主張しうるためには、株券への記載が必要である。譲渡制限事

---

1) 株券を利益配当請求権を表章する有価証券と解する立場をとれば、議決権を有しないことに関する記載は、株式を明らかならしめる記載であるか問題となる。しかし所定の優先的利益配当がない場合には、議決権は復活することを考えれば、無議決権に関する記載は、優先権の前提又は基礎に係わる記載、つまり、優先権に関する記載と考えてよいのではないかと思う。

項には文言性的効果が与えられる。この効果は第三者の利益を保護するために認められるのだから、会社が自己の利益のためにこれを援用することはできない。従って、譲渡制限が設けられていないにも拘わらず、株券にその旨の記載があるときは、譲受人は譲渡制限が存在しないことを証明して、名義書換を請求しうる。さらに他に自由に譲渡することもできる。

この結論は、商業登記の一般的効力（商§12）と関連して若干問題となる。譲渡制限の登記がある以上、会社は対抗しうるのではないか、と考えられるからである。そこでこれを肯定しつつも、株券に記載のないことは、第三者の正当事由による善意に該当するとして譲受人の利益を保護することが考えられる<sup>2)</sup>。しかし、商法第12条にいう正当事由は、登記の閲覧の可能性との関係で規定されているのであるから<sup>3)</sup>、正当事由を株券への記載の欠缺の場合にまで認めることは問題があろう。商法第12条は、商人に関する重要事項を公示することによって当該商人と取引関係に立つ第三者の利益を保護するとともに、商人自身もその事項を善意の第三者に主張しうるとして商人の利益をも図っているものである。会社以外の第三者間で行なわれる取引について商法第12条は関係がない<sup>4)</sup>。株式の譲受人は、善意である限り、株券の非設権証券性からする制限をうけつつも、株券の無記名証券性・流通証券性からくる保護をうける<sup>5)</sup>。それでは、譲渡制限の登記は譲受人に対しどのような効力を有するか。譲受人が名義書換をして会社との間で株主としての地位を取得したときに、登記本来の効力を生ずると解する。譲受人は、当該株式を取締役会の承認なしに他に譲渡しえない。譲受人がこれにより蒙る損害は、会社に対する損害賠償請求で処理される<sup>6)</sup>。

株券には、さらに代表取締役が署名（記名捺印）<sup>7)</sup>することとなっているが、

- 2) 鈴木竹雄ほか・改正会社法実務の研究（昭41、商事法務研究）44夏（大隅発言）。
- 3) 田中誠二・喜多丁祐・コンメンタール商法総則（昭43、勁草書房）157頁。
- 4) シンポジウム「改正商法の諸問題」・私法29号132頁（喜多川発言）参照。
- 5) 同上131頁（竹内発言）参照。
- 6) 鈴木ほか・前掲45頁（大隅発言）。
- 7) 大量に発行される株券に一々代表取締役が署名又は捺印することは困難である。そこで現実には原型をとつて印刷するという方法がとられている。合理性を重んずる商法において、許容される商慣習というべきか。

## 株券をめぐる若干の問題

これは当該株券が適法に作成されたことを明らかにし、証明文とともに株券記載通りの株式を表章するものであること及びその流通に関する制限の有無について証するものである（尤も、商法には証明文の記載を要求する規定はない。）。しかし、前述の如く表章する株式を明らかにする記載については、株券の非設権証券性及ぶので、証明通りの効力が生ずるものではない。

### 2. 株券の要式性

株券は要式証券であるが、その要式性は厳格ではなく、株券として本質的事項について記載があれば、株券は有効と解するのが通説である。そこで問題は何が本質的事項であるかである。株券が株式を表章する有価証券であるならば、株券の本質的記載事項とは表章される株式を明らかにするために不可欠の事項であるといえる。株式を明らかにするために不可欠の記載事項であるから、法が株式を明らかにするために記載することを要求する事項、上述の非設権証券性の及ぶ記載事項がすべてこれに含まれるのではない。換言すれば、これらの事項のいずれか一つの記載を欠いても、表章される株式を明らかにするために不可欠な事項の記載があれば、株券は有効ということになる。以下、具体的に検討しよう。

(1) 会社の商号（商§225①） 表章される株式を明らかにするために不可欠な記載である。従って、この記載がないときは、株券は無効である。ただ記載の程度正確性は、上の趣旨から考えて適当とするものであればよく、必ずしも記載が正確でなくとも、会社を特定しうるだけの記載があればよいと解すべきである<sup>8)</sup>。

(2) 会社成立の年月日（商§225②） これも発行会社を特定するために記載が要求される事項である。従って、会社の商号の記載などによって発行会社が特定されるならば、この記載が欠けても株券は無効とならない。

(3) 会社の発行する株式の総数（商§225③） この記載も発行会社を特定するために要求されるものである。従って、この記載の欠缺と株券の効力との

---

8) 同旨、東京控判昭12・12・4新商判集I1000頁。

関係は、(2)の場合と同様に考えてよい。しかるときは、實際上、この記載がなくとも株券は有効であろう<sup>9)</sup>。

(4) 額面株式なるときの一株の金額（商§225④） 前述の如く、これは表章される株式を明らかにするために記載される事項である。額面株式においては株券に額面が必ず記載されなければならない。従って、この記載を欠く額面株式の株券は無効である。ただ、株券にそれが表章する株式数に照応する額面額（金額座記載の金額）の記載がなされているときには、無効と解する要はない。

(5) 会社成立後発行された株式についてはその発行の年月日（商§225⑤）これは新株発行無効の訴や新株の日割配当において意義を有する記載である。その限りにおいて、表章される株式を明らかにする記載であるといえる。しかし、表章される株式に関して経過的に意義を有するにすぎない記載であるから、株券の本質的記載事項ではなく、この記載を欠いても株券は無効ではない<sup>10)</sup>。異なった時期に発行された株式について株券を併合する場合には、二つ以上の発行年月日の記載がなされることとなるが、新株発行無効の訴や新株の日割配当との関係で発行日の記載がもはや意義を有しない場合には、そのような形式的記載には意味がない。従って、このような場合には、最も新しく発行された株式の発行年月日のみを記載して差支えないと考える<sup>11)</sup>。

(6) 数種の株式があるときはその株式の内容（商§225⑥）数種の株式には、無議決権株も含まれるが、これらの記載は株券として本質的な記載である。従って、例えば優先株の発行がなされた場合に、それについて発行された株券に優先権の内容についての記載が欠如しているとき、株券は無効である。

(7) 転換株式なるときは転換条項（商§225⑦） 転換株式それ自体は特別種類の株式ではなく、数種の株式の存在を前提として、ある種類から他の種類への転換権を付与された株式であるが、転換条項の記載は転換株式を明らかにするために不可欠であるから、転換株式について発行された株券であって、こ

9) 同説、商事法務研究会編・株券ハンドブック(昭43、商事法務研究会) 281頁（河本発言）。

10) 同上。

11) 同説、大隅健一郎・全訂会社法論（上巻）（昭29、有斐閣）273頁。

### 株券をめぐる若干の問題

の記載のないときは、株券は無効である。

(8) 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めるときはその規定(商§225⑧) これについては前述したが、この記載を欠いても株券は有効である。

(9) 株券番号(商§225柱書) これは株券が真正なものであるか否かの判断の資料として記載されるものであって、株券の効力には直接関係がない。

(10) 記名株式について株主の氏名 これについては規定がないが、後述の如く、この記載は表章される株式を明らかにするために必要であり、かつ不可欠と考えられる。従って、記名株式を表章する株券において、株主の氏名の記載がなく、記名株式なることが明らかとなっていない限り、株券は無効である。

(11) 取締役の署名(記名捺印)(商§225柱書) これは、株券が適法に作成されたことを明らかにするために法定されているものであって、これを欠けば、勿論、株券は無効である。

### 3. 記名株券への株主氏名の記載の要否

株券の記載事項について定める商法第225条には、記名株券について株主の氏名を記載すべき定めがない。また、現行法においては、記名株式、無記名株式に関係なく、株式の譲渡は株券の交付によってなされるから(商§205)、記名株券もその法的性質は無記名証券と解され、株券の名義は、譲渡に関して法上特別の機能を有しないこととなった。これらのことから記名株券に株主の名義の記載は不要であると解する有力説が出現するに至った<sup>12)</sup>。この説によれば、記名株式であるためには、株主名簿に株主の氏名が記載されておればよいということになる。

これに反して、通説は、記名株券への株主の氏名の記載は必要と解し、その根拠を、あるいは、株券の名義書換懈怠に関する罰則(商§498①)に<sup>12)</sup>、あるいは、記名株式の名義書換には株主名簿の名義書換のほかは株券上の名義書

12) 大隅健一郎・商法改正法案における記名株券の性格・商事法務研究335号32頁以下。

13) 前掲シンポジウム134頁(鈴木報告)。

換が必要であり、従って記名株式の株券には当然に株主の氏名の記載が要請されているということに<sup>14)</sup>、あるいは、株券に株主名簿上の株主の氏名が記載されないならば、証券会社等を通して名義書換がなされるとき、株式の取得者が自己の名義に書換がなされたか否かの確認ができないということに、殊に中小企業の場合等には、しばしば名義書換がなされたか否かについて争いがあり、それが株主権の行使についての紛争を来たしていることから、上の事実は重要であることに<sup>15)</sup>、求められている。私は通説を支持するのであるが、記名株式の株券に株主の氏名の記載の必要であることを、株券そのものの本質に求めてみたいと考えるのである。

記名株式と無記名株式との相違として次の諸点をあげうる。(1) 権利行使について記名株式の場合には、株主は株主名簿の記載にもとづいて権利行使をなしうが、無記名株式では、株主は株券を会社に供託しなければ権利行使をなしえない(商§§228, 239Ⅱ)。(2) (1)と関連して、株式の質入をなしたとき、記名株主は権利行使をなしうが、無記名株主は権利行使をなしえなくなる。(3) 記名株主は、株券の紛失盗難などを防止するため、株券不発行制度(商§226-2)を利用しう。(4) 株主総会の招集(商§232Ⅱ・Ⅲ)、新株引受権・減資・合併に際しての公示及び法定手続(商§§280-4Ⅱ, 280-5Ⅰ・Ⅱ, 377Ⅰ, 379Ⅲ, 416Ⅲ)等において、記名株式であるか無記名株式であるかによって差が生ずる。そしてこれらは、株式の具体的環境の相違を示すものであり、株式にとって重要なことである。従って、株式を表章する株券においては、当然に、このような株式の環境についての表示が不可欠となる。この環境の相違は、株式が記名式であるか無記名式であるかによるのであるから、その表示もまさに株券への名義の記載ということによってなされるべきである。この結果、譲受人が無記名株式と考えていたが、実は記名株式であったために、あるいは、譲渡人に利益配当がなされ、あるいは、譲渡人に新株引受権が付されたことから譲受人が蒙る損害が未然に避けられる。このことは記名株式、無記名株式を問わず

14) 鈴木・大隅・石井ほか・商法の一部改正について・ジュリスト299号59頁(鈴木、矢沢発言)。

15) 前掲シンポジウム139・140頁(田中発言)。



## 株券をめぐる若干の問題

に、株券の交付により株式の譲渡がなされることとし、かつ株券の占有者を適法な所持人と推定し（商§205）、また強力な善意取得の制度（商§329）を設け、株式に関する取引の安全を保護し、株式取引を円滑ならしめんとする法の趣旨に適合するのである。

なお、商法は、無記名式の株券が発行されている場合に、無記名株主はいつでも無記名株券を記名式に転換することを請求できると定めている（商§227Ⅱ）。記名株券について株主の氏名の記載を必要としないという立場をとれば、この請求の結果、無記名株主は記名株主となり、会社は記名株式について作成されている株主名簿に当該株主の氏名等所定の事項（商§223Ⅰ）を記載しなければならないが、株券には株主の氏名の記載は必要でないということになる。しかし、これは法文に反する。法は、「無記名式の株券を記名式となすことを請求することを得」と規定し、「無記名株式を記名株式となすことを請求することを得」と規定していないのだから、会社は記名式の株券を発行することを義務づけられているのである<sup>16)</sup>。

### 4. 株券の汚損

近時、公害関係企業の株券に「祭」とか演劇の題名が印制されたことがあった<sup>17)</sup>。この場合株券の効力はどうなるか問題となった。一般的にいえば株券の汚損の問題である。最後にこの問題をとりあげよう。

株券の汚損については、1965年西ドイツ株式法第74条には、明文の規定があり、「株券が……もはや流通に適しないほど毀損又は汚損された場合において、株券の重要な内容及び区別標識がなお確実に認められるべきときは、権利者は旧券を引渡して会社に新券の交付を請求することができる<sup>18)</sup>」と定める。要

16) この転換請求権を定款の規定で排除することができるか否か争があるが、記名式か無記名式かにより本文に述べるような法の取り扱いの相違があるから、この転換権は株主にとって極めて重要なものである。従つて、特に定款で排除しうの旨の規定のない以上、定款で排除しえないと考える。

17) チョソ株式会社の一株株券・商事法務研究559号66頁（テルスター）。

18) 慶応大商法研究会訳・西独株式法（昭44年、慶応大法学研究会）191頁・192頁参照。

するに、株券としての本質的事項について記載が明らかである限り、汚損された株券を新券に引換えることを請求しうるのである。これは株券喪失の場合の公示催告手続に対するものであり<sup>19)</sup>、汚損された株券も有効としているのである。このことは既に株券の効力について論じたことからいって当然なことである<sup>20)</sup>。株券の有効性に係わる本質的事項についての記載が株券上で明らかである限り、いかに汚損されても株券として有効であるといえる。これに反して、本質的事項の記載が不明なほど株券が汚損されている場合には、もはやそれは株券としての効力を有しない。従って、かかる、株券の交付をうけても、譲受人は株主とならない。株主は、その有する株券が本質的記載事項を不明ならしめるほど汚損した場合には、公示催告手続により除権判決を得て、株券の再発行を請求しうるにすぎない（商§230Ⅱ）。尤も、株券滅失の事実が発行会社にとって明瞭であり、権利関係に疑問がないときは、公示催告手続を待たずに会社は新株券を発行しうる<sup>22)</sup>。

---

19)・20)・21) Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz I, 3 Aufl. 1967, Anm. zu § 74.

22) 同説, 吉田昂・一株運動と株主総会の運営, 商事法務研究576号3頁。